

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年9月6日 00時30分ごろ
発生場所	岡山県 ^{かきおか} 笠岡市大島南西岸 真鍋島 ^{まなべ} 港本浦A防波堤灯台から真方位012° 1,650m付近 (概位 北緯34° 22.3′ 東経133° 35.0′)
事故の概要	漁船第七 ^{かんな} 菅丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年9月10日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七菅丸 4.8トン OY3-22778（漁船登録番号）、個人所有 第271-32114号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラ先端に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 微弱な東流
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、笠岡市真鍋島東方沖で底引き網漁の操業を終え、笠岡市^{きたぎ}北木島の係留地に帰港する目的で、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、約5ノットの対地速力で手動操舵により航行した。</p> <p>船長は、船尾甲板上で漁獲物の選別作業を行いながら航行を開始し、作業場所からは船首方は見えないものの時折GPSプロッターを見て船位を確認していた。</p> <p>本船は、真鍋島北東方沖に達した頃、船長が北木島の明かりを見て目測で大島南西方沖に針路を向け、北西進していたところ、同島南西岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁へ本事故発生を通報した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.25m、船尾約1.20mであった。</p> <p>船長は、針路を向けた後は大島南西端を十分に離して航行しているものと思い、漁獲物の選別作業に注意を向けているうちにGPSプロッターの画面から目を離し、船位の確認を行っていなかった。</p> <p>船長ほか1人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	本船は、手動操舵で北西進中、船長が、船尾甲板上で漁獲物の選別作業を行っていて船位の確認を行っていなかったことから、浅所に向けて航行していることに気付かず、乗り揚げたものと考えられる。

	船長は、真鍋島北東方沖で大島南西方沖に針路を向けた後、同島南西端を十分に離して航行しているものと思っていたことから、船位を確認しなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、手動操舵で北西進中、船長が、真鍋島北東方沖で大島南西方沖に針路を向けた後、船尾甲板上で漁獲物の選別作業を行っていて船位の確認を行っていなかったため、浅所に向けて航行していることに気付かず、乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漁船の船長は、航行中は、周囲の見張りをしないまま漁獲物の選別作業などを行わず、操船に集中すること。

付図1 事故発生経過概略図

